

事務連絡  
令和3年4月30日

各都道府県  
財政担当課 }  
地方創生担当課 } 御中

国税庁課税部酒税課

飲食店等に対する休業要請に伴い影響を受ける酒類販売業者等への  
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行っています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）に東京都、京都府、大阪府及び兵庫県が指定されました。

今般の緊急事態宣言では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に規定する基本的対処方針に基づき、飲食対策の徹底のため、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請等の協力依頼がされたところです。

これらの措置により、飲食店等へ酒類を納入する酒類販売業者をはじめとする酒類販売業者等（酒類製造業者を含む。）においては、経営に甚大な影響を受けることが考えられます。

飲食店等の取引先に対しては、「一時支援金」（売上50%以上減・中小法人等最大60万円）等による支援がされておりますが、健康面や社会面での取り扱いに配慮を要する酒類の適正な販売管理を担うほか、公益的な活動にも積極的に取り組むなど、地域社会を支える酒類販売業者等に対しては、各地域の実情に応じて、独自の事業者支援を講じられている事例もあるものと承知しております。

具体的には、酒類販売業者等に対する各地方公共団体において行われている支援の例について、別添のおりお知らせしますので、各都道府県におかれましては、こうした情報も参考にし、国からの支援金の額では不足する者への上乗せ支援や、国からの支援金の売上減少要件を緩和（▲50%以上⇒▲20%、▲30%以上等）する横出し支援など、各地域の実情に応じて、積極的に御支援いただければ幸いです。

なお、各地域における中小企業支援については、令和3年4月30日付内閣府地方創生推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の取扱いについて」においても、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等に対する支援が重要となり、当該交付金を活用して、国の施策を補完する都道府県独自の支援に積極的に取り組むことを検討していただくよう通知されております。

(連絡先)

国税庁 課税部 酒税課

清水・反町

03-3581-4161 (内線 3734・3306)